

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月26日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月10日から 令和 8年 7月17日まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前10時00分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月12日 午後 1時00分 場 所 秋田地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 8時30分から 令和 8年 7月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 226番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 186.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 299番33 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 25.38平方メートル |
| 3 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 226番地15、299番地
33 |
| | 家屋 番号 | 226番15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.10平方メートル
2階 62.93平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 8年 5月12日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐々木 絢 美

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 2 2 6 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 8 6 . 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 2 9 9 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 . 3 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 2 2 6 番地 1 5、2 9 9 番地
3 3 |
| | 家屋 番号 | 2 2 6 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 2 . 1 0 平方メートル
2 階 6 2 . 9 3 平方メートル |

令和8年(ケ)第6号
令和8年2月19日受理
令和8年3月25日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

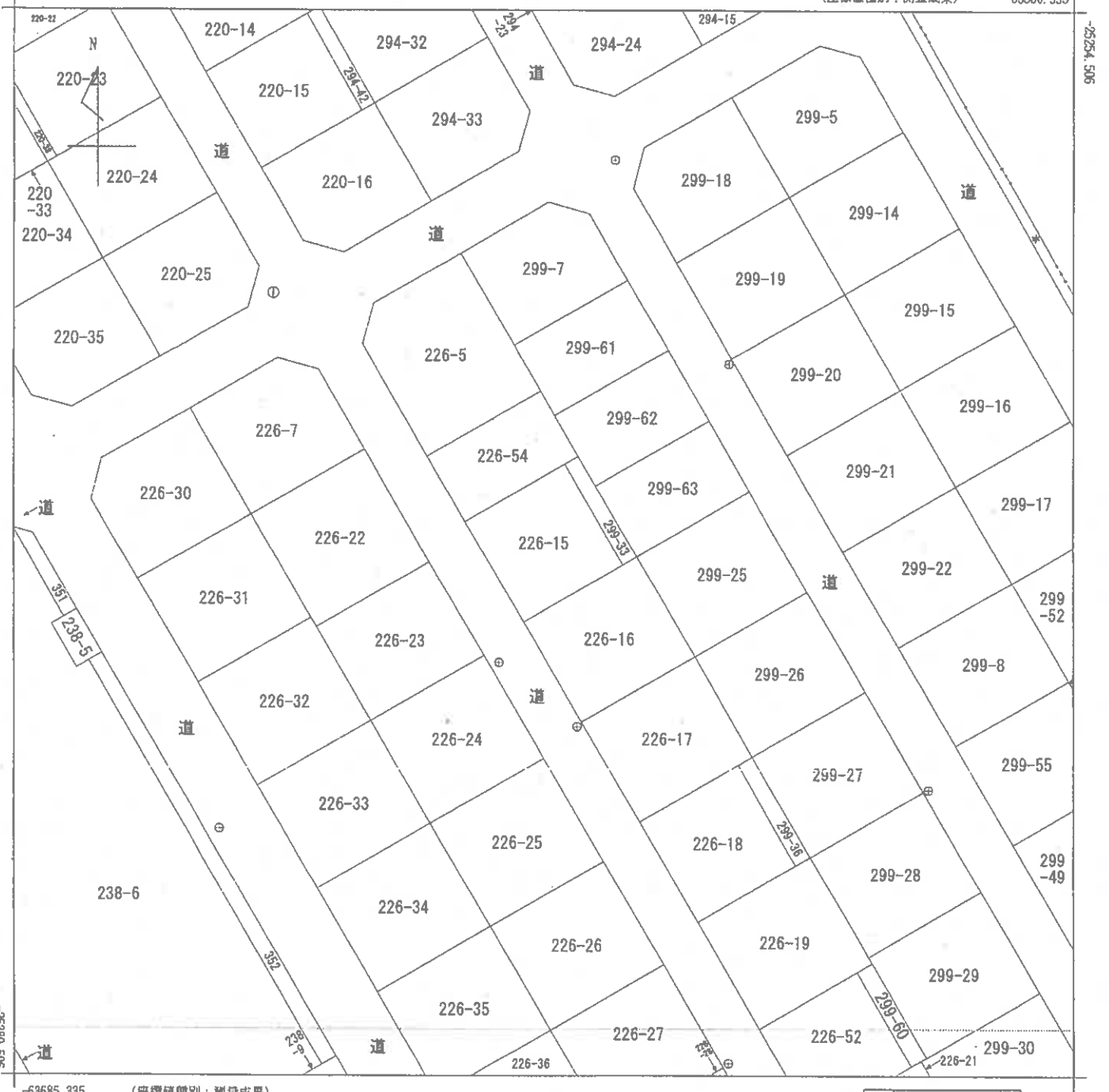
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 2 2 6 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 8 6 . 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 |
| | 地 番 | 2 9 9 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 . 3 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 秋田市飯島西袋二丁目 2 2 6 番地 1 5、2 9 9 番地
3 3 |
| | 家屋番号 | 2 2 6 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 2 . 1 0 平方メートル
2階 6 2 . 9 3 平方メートル |

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>1 本件土地は公図のとおりです。境界等につき隣地所有者と争いはありません。</p> <p>2 本件建物には令和7年1月ころまで住んでいましたが、それ以降は誰も住んでおらず、誰にも貸していません。建物内にある動産類は私の所有物ですので、全部搬出する予定です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 8年 2月24日 (火) : ~ :	執行官室	秋田市役所に対し課税台帳等交付申請 (郵便)
令和 8年 2月24日 (火) 9:50 ~ 10:00	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 8年 3月 2日 (月) 13:20 ~ 13:30	物件所在地	現地所在確認、写真撮影
令和 8年 3月 2日 (月) 14:30 ~ 14:35	執行官室	管理会社に対し現況調査協力依頼
令和 8年 3月10日 (火) : ~ :	執行官室	所有者に対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送 (郵便)
令和 8年 3月19日 (木) 9:15 ~ 10:15	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (管理会社本件担当者立会、評価人同行)
令和 8年 3月23日 (月) 15:30 ~ 15:40	執行官室	所有者から電話聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-63685.335

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
飯島西袋2丁目

請求部分	所在 秋田市飯島西袋二丁目		地番 226番15			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号 X	分類 地図(法第14条第1項)	種類 法務局作成地図
作成年月日	令和5年1月31日		備付年月日(原図)	令和5年3月16日		補記事項

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(秋田地方法務局管轄)

令和8年1月8日

仙台法務局

地図整理番号：M01809

登記官

(1/1)

(5 枚目)

A 3 版から A 4 版に縮小

登記年月日：平成18年6月8日

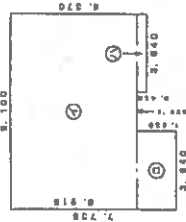
建築物図面
各階平面図

925570

家屋番号
226-15

建築物の所在
秋田市飯島西袋二丁目226番地15、299番地33

1階

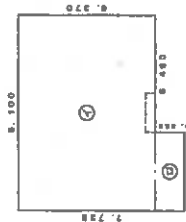


求積表

①	9.100 × 5.915	=	53.8265000
②	3.640 × 1.820	=	6.6248000
③	3.640 × 0.455	=	1.6562000
計			62.1075000

床面積 62.10 m²

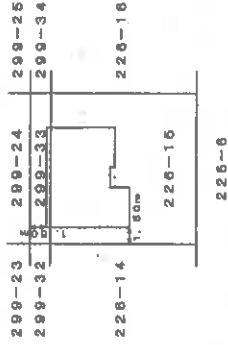
2階



求積表

①	9.100 × 6.370	=	57.9670000
②	3.640 × 1.365	=	4.9686000
計			62.9356000

床面積 62.93 m²



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

平成18年6月8日 登記

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(秋田地方法律事務所)

令和8年1月8日

仙台法律事務所

登記官

(6枚目)

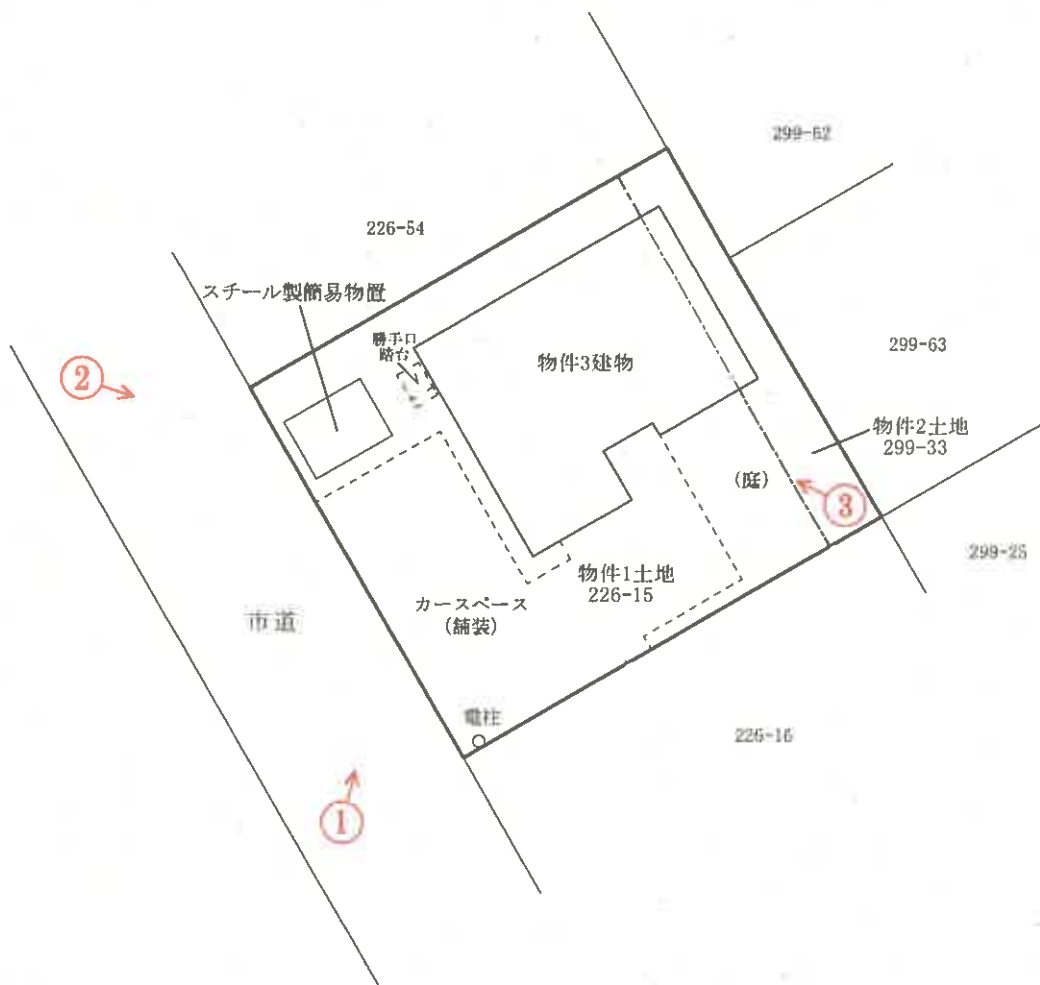
A3版からA4版に縮小

地図整理番号：M01811

土地建物位置関係図



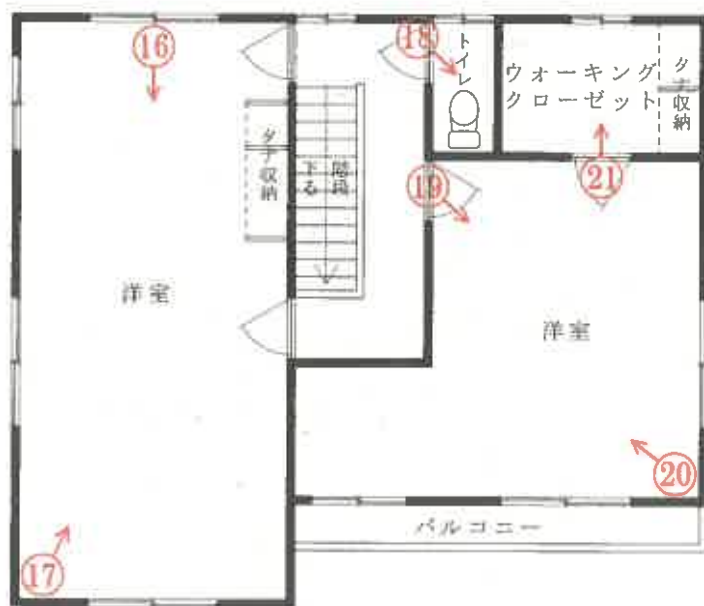
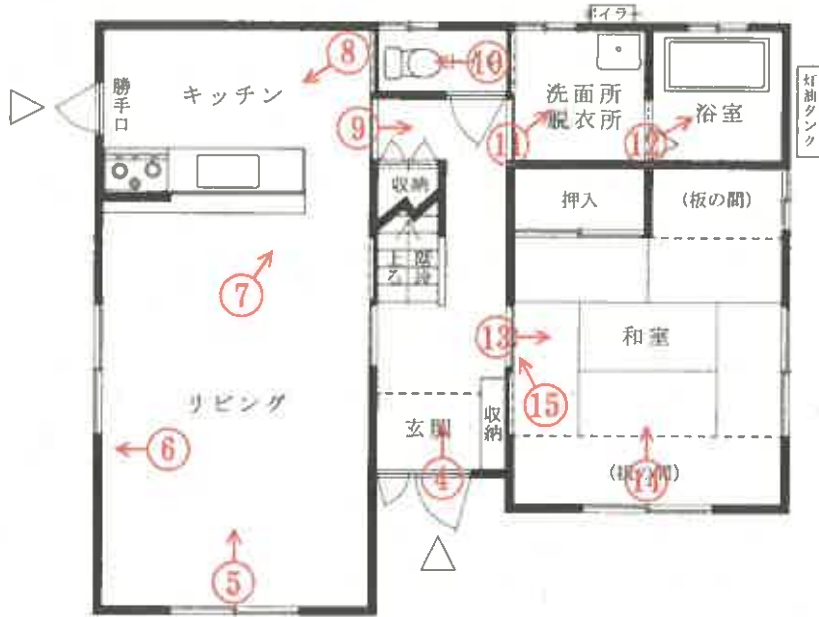
1/250



 は写真撮影場所であり、 印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

建物間取図



↑
○は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写真番号 1



スチール製簡易物置

写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



物件 3 建物内部の状況（1 階）

写真番号 5



前同

写真番号 6



前同（内壁の広範囲の汚れ）

写真番号 7



前同
(内壁の広範囲の汚れ)

写真番号 8



前同

写真番号 9



前同

写真番号 1 0



前同

写真番号 1 1



前同

写真番号 1 2



前同

写真番号 1 3



前同

写真番号 1 4



前同

写真番号 1 5



前同 (建具の汚れや建具枠の破損)

写真番号 16



物件3建物内部の状況（2階）

写真番号 17



前同

写真番号 18



前同

写真番号 19



前同

写真番号 20



前同

写真番号 21



前同

令和8年(ケ)第6号
令和8年3月19日 現地調査
令和8年3月27日 評価



秋田地方裁判所 民事第2部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

戸澤一喜

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,028,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,866,000 円
物件2 (土地)	金 391,000 円
物件3 (建物)	金 2,771,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1, 2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	秋田市飯島西袋二丁目 226番15 宅地 186.18㎡	同左
2	所在地 地目 地積	秋田市飯島西袋二丁目 299番33 宅地 25.38㎡	同左
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	秋田市飯島西袋二丁目226番 地15、299番地33 226番15 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階：62.10㎡ 2階：62.93㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位置・交通	<p>JR奥羽本線「土崎」駅の北東方・道路距離約2.4km。 最寄バス停「サンパーク」の北東方・徒歩約4分。 小学校約250m(道路距離・以下同様)、中学校約750m、市役所北部市民センター約2.9km、郵便局は約1.2km、スーパー約1.8km。</p>	
付近の状況	<p>飯島地区の南東部にあって、昭和50年代後半に開発された一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。周辺に大型店等は見当たらないが、地域南側に隣接して小学校と大病院があり、中学校も徒歩圏内で、利便性も概ね良い。なお、周辺に格別の変動要因は見当たらず、地域の利用状況は当面現状維持と予測する。</p>	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 立地適正化計画 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% - 居住誘導区域外・都市機能誘導区域外 -
画地条件	<p>間口：13.711m（地積測量図） 奥行：15.429～15.485m（地積測量図） 規模：211.56㎡（登記地積2筆合計） 形状：長方形 地勢：道路方向へ若干傾斜があるほかは、ほぼ平坦</p>	
接面道路の状況	<p>南西側が幅員約6m舗装市道（マイタウン7号線）に接面する。 （建築基準法第42条1項道路）</p>	
土地の利用状況等	<p>物件3建物の敷地として利用されている。 当該建物について物件1, 2に法定地上権が成立する。</p>	
供給処理施設 (宅地内引込)	<p>水道：あり（建物への接続：あり） ガス配管：あり（宅内引込：あり、建物への接続：なし） 下水道：あり（建物への接続：あり）</p>	
特記事項	<p>○道路際南端に電柱1本あり</p> <p>○土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。</p> <p>○周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 : 平成18年6月6日 新築（登記記載より） 経過年数 : 約20年 経済的残存耐用年数 : 約4年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺き 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニールクロス ほか 天 井 : ビニールクロス ほか 床 : フローリング、クッションフロア、カーペット ほか 設 備 : 電気、上下水道（ガスは利用していない） その他 : システムキッチンにIHヒーター・食洗機付（稼働は不明） なお、オール電化ではない（ボイラーやストーブは灯油利用）
床面積（現況）	1階 : 62.10㎡、2階 : 62.93㎡ 延床面積 : 125.03㎡（登記と同じ）
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 添付資料の建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る ・ 1階は広範囲にわたり汚れが顕著な箇所あり。カビの汚れと思われる箇所が多いが、原因は不明。 ・ 建具及び建具枠の剥がれや毀損箇所が複数あり。
建物の利用状況	動産類が一部残されているが、現在は実質空き家状態にある。
特 記 事 項	○スチール製簡易物置1棟（約5.8㎡）あり。 ○法務局備付けの建物図面は、建物の配置角度が現況と異なる。 ○対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1, 2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	33,500	1.01	186.18	1.00	6,299,000
2			25.38	1.00	859,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地：幅員約6m舗装市道に接面する地積220m²程の長方形地

地価公示：秋田-26

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 33,900 \text{ 円/m}^2 & \times 100.8/100 & \times 100/102 & \times 100/100 & = & 33,500 \text{ 円/m}^2 \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位+2% (100/102)

◇地域格差：特に格差なし (100/100)

イ 個別格差：方位+2%、障害物(電柱)-1%
(以上相乗積：1.02×0.99=1.01)

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、建物の状況、中古物件市場の動向などを検討したが、特に減価の必要はないと査定 (1.00)

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	176,000	125.03	0.066	1,452,000

ウ 現価率

- ・経過年数約20年，経済的残存耐用年数約4年，残価率5%とした定率法(現価率0.082)と観察減価法(保守管理の状態などを考慮した補正を-20%と査定)を併用して下記のとおり査定した。
- ・現価率=0.082×(1-0.20)=0.066

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	6,299,000	0.35	法定地上権	2,205,000
2	859,000	0.35	法定地上権	301,000
合計				2,506,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	6,299,000	-2,205,000	/	1.00	0.70	2,866,000
2	859,000	-301,000	/	1.00	0.70	391,000
3	1,452,000	+2,506,000	-	1.00	0.70	2,771,000
一括価格 (合計)						6,028,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：特に必要なしと判断

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格〔秋田－26〕
所 在：秋田市飯島新町3丁目79番23
「飯島新町3-3-8」
価 格：33,900円/㎡
位 置：JR奥羽本線「土崎」駅から道路距離で約2km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：219㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：南西側幅員6m市道
用 途 指 定 等：市街化区域内、第1種低層住居専用地域
(指定建ぺい率50%，指定容積率80%)
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

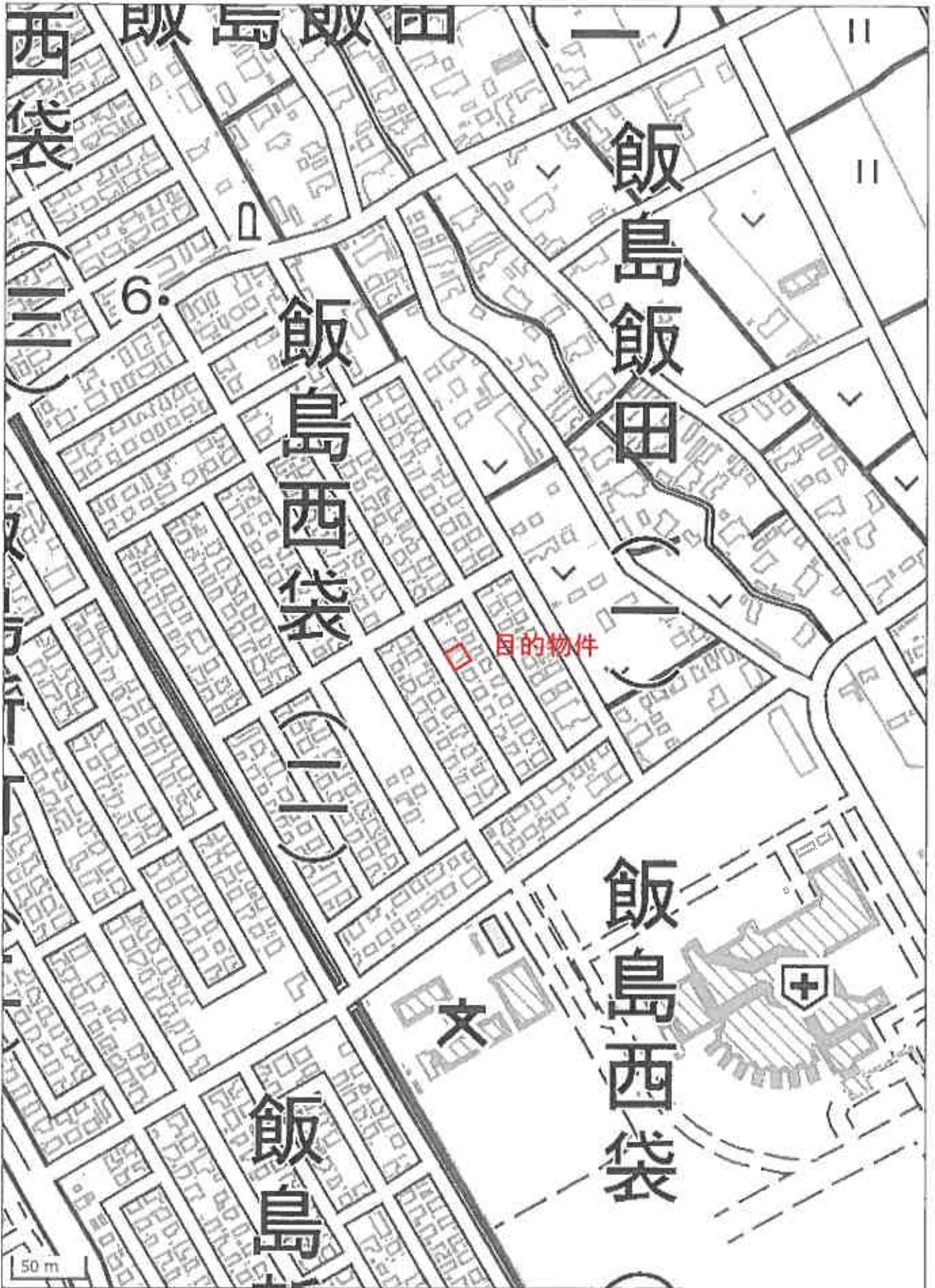
- 1 受命物件の位置図
- 2 法第14条地図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 建物配置図
- 5 建物間取図
- 6 建物図面・各階平面図（写）

以 上



所在位置略図

国土地理院地図・加工



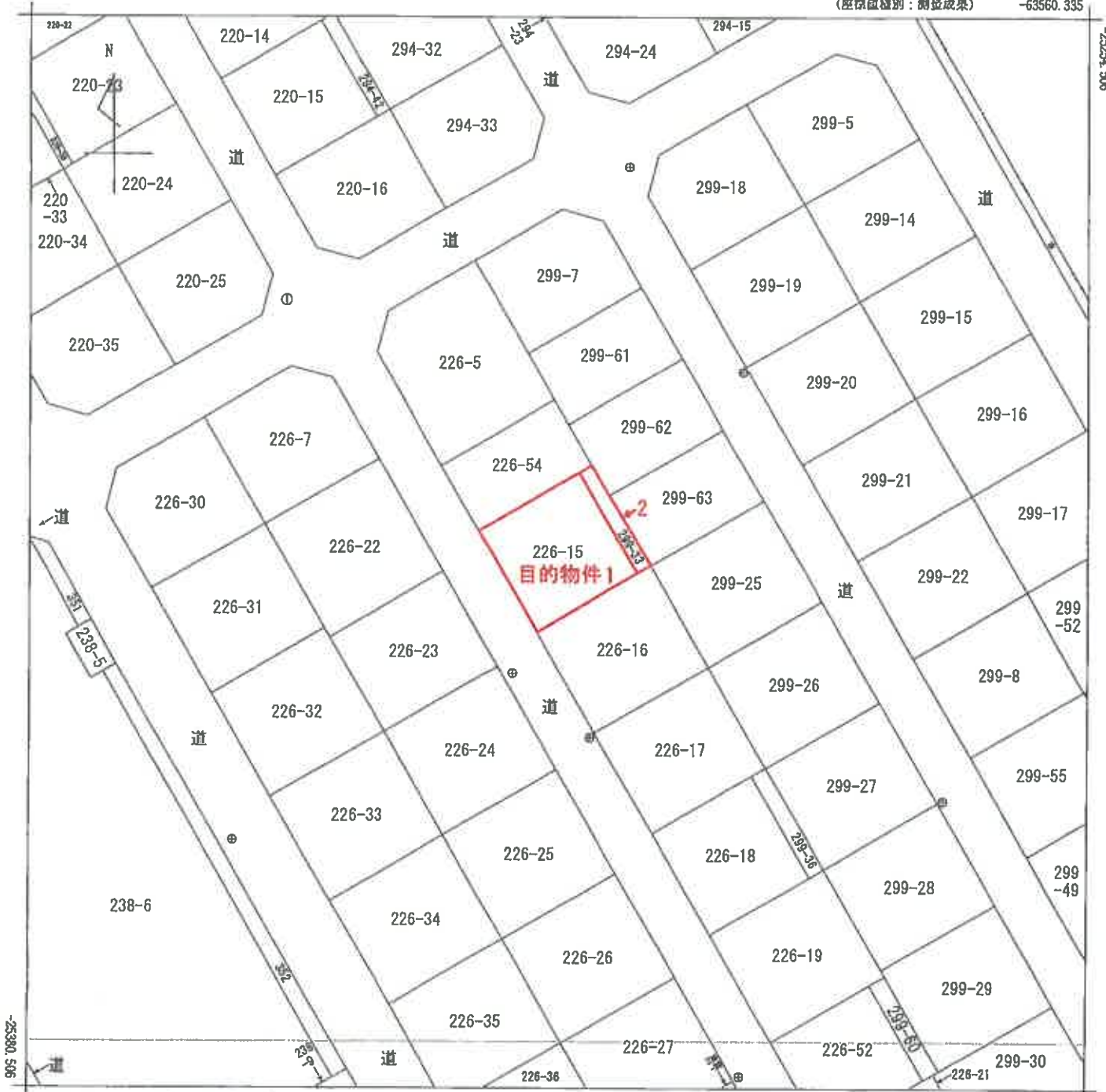
所在位置略図

国土地理院地図・加工

1 299-51

(座標値種別：測量成果)

-63560.335



-63685.335

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
飯島西袋2丁目

請求部	所在	秋田市飯島西袋二丁目				地番	226番15			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和5年1月31日			備付年月日(原図)	令和5年3月16日		補記事項			

A3をA4に縮小

目的物件 1~2

法第14条地図写

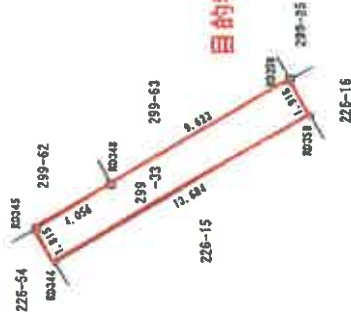
地積測量図

299-33

秋田市飯島西袋二丁目

目的物件2 座標求積表

地番	X_n	Y_n	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y_{n+1}-Y_n-1$
RD345	-2307.761	-63618.778	-2.605	16576.81489
RD346	-2310.774	-63616.749	-11.810	75133.805690
RD349	-2319.071	-63611.873	-9.259	48892.37107
RD358	-25320.033	-63813.531	10.902	-693514.74952
RD344	-25308.169	-63420.150	12.772	-812559.110200
積面積		-50.770674		
座標		25.345127		
座標		15.3337		



境界点	石	鉄	コンクリート柱	合成樹脂柱	金網柱	金網垣	食塩プレート	別印	境界点
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基準点の名称及び座標値

座標系	世界測地系 (測地成果2011)	文系	
測量年月日	令和4年8月31日		
名称	X	Y	
飯島多角点 10455	-25100.008	-63631.378	管理地の/イメーテーションによる
飯島多角点 10456	-25080.272	-63810.211	管理地の/イメーテーションによる
飯島多角点 10457	-25207.901	-63854.864	管理地の/イメーテーションによる
飯島多角点 10452	-25368.793	-63785.654	管理地の/イメーテーションによる
飯島多角点 10454	-25389.903	-63498.187	管理地の/イメーテーションによる
3級水準点 RD-3028	-25547.421	-63636.238	

縮尺 1/250

秋田地方事務局
(令和4年度登記所備付地図作成作業)

計画地図



作業地図

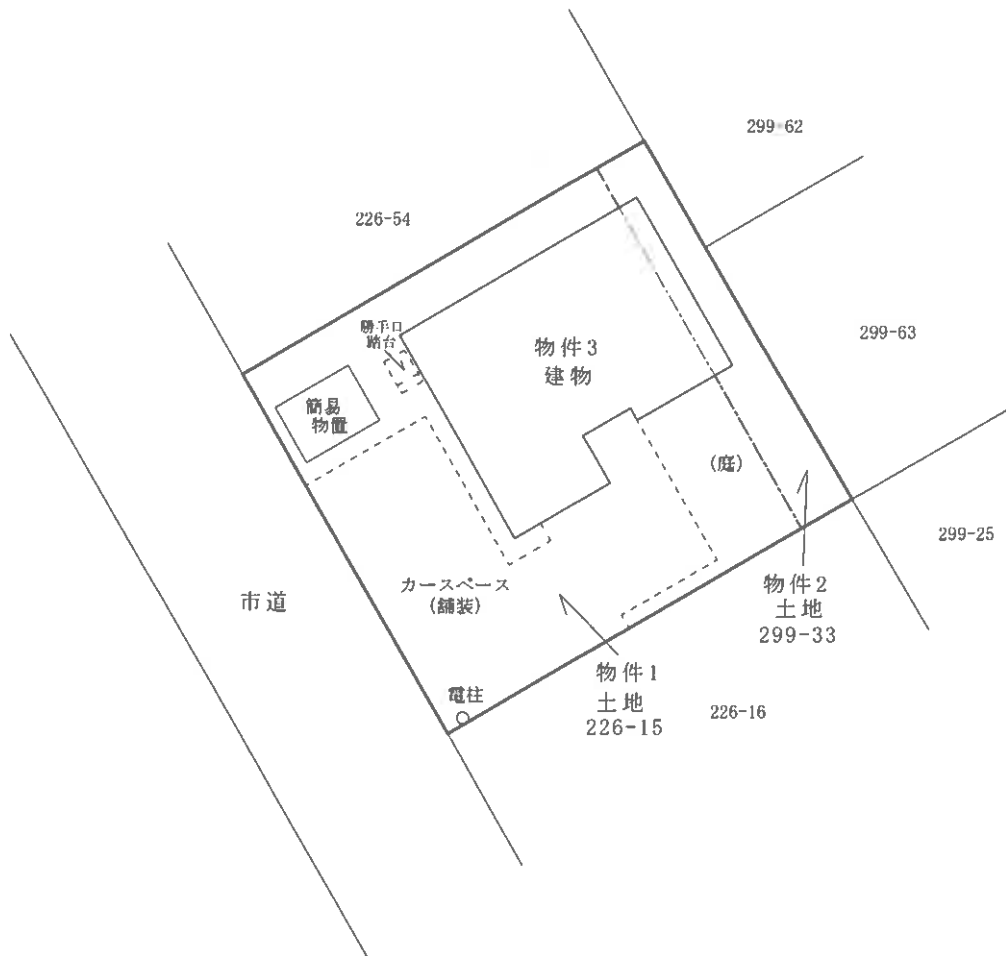
(令和4年12月16日作成)

A3をA4に縮小

目的物件2
地積測量図写



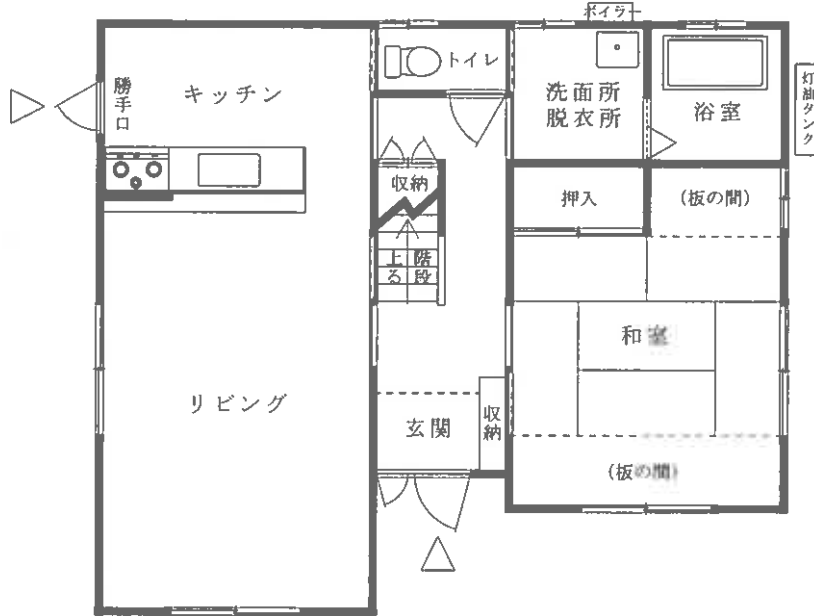
1/250



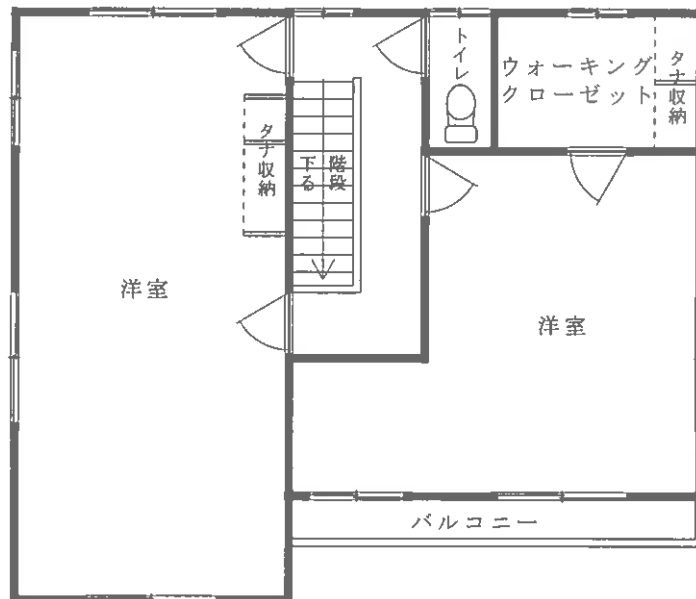
建物配置図



1/100



1階



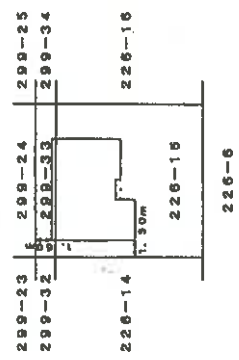
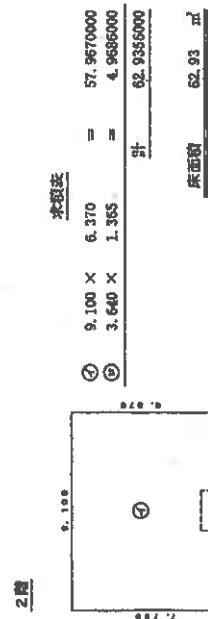
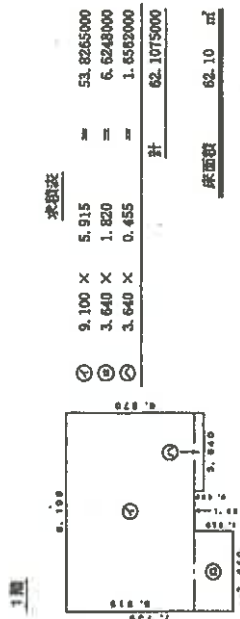
2階

登記年月日：平成18年6月18日

建物図面

925570 各階平面図

家屋番号	226-15
建物の所在	秋田市飯島西袋二丁目226番地15、299番地33



* 建物の配置は
現況と異なっている

作成者	(平成18年 8月 6日作成)	縮尺	1/250
申請人	[Redacted]	縮尺	1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

平成18年6月18日 登記

A3をA4に縮小

目的物件3

建物図面・各階平面図写